

質 疑 回 答 書

令和 7 年 7 月 7 日

件名 令和 7 年度公用車リース契約

番 号	質 疑 事 項	回 答
1	契約期間が令和 7 年 11 月 1 日となっており新車登録日を想定されているかと思いますが、令和 7 年 11 月 1 日から 11 月 3 日は土日祝となっており、新車登録ができません。11 月 4 日火曜日の新車登録となりますがよろしいでしょうか。また、その場合契約期間（リース期間）は令和 7 年 11 月 4 日から令和 12 年 10 月 31 日まででよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 仕様書及び契約書の契約期間の記載につきましては、契約締結時に協議いたします。 なお、令和 7 年 11 月 4 日新車登録の場合のその月の車両リース料は、契約金額（月額）を日割り計算（4 日～30 日の 27 日分）によって算定する金額といたします。
2	質疑 1 に関連しますが、納車は新車登録日の 11 月 4 日の後に付属品の取付け、車両の配送手配等を行うため、新車登録日から 5 日（営業日）位の日数を頂いておりますが、宜しいでしょうか。（納車までの間代車の提供はございません。）	了承いたします。 ただし、最短期間での納車をお願いいたします。
3	車両の新規登録日に関しまして、今現在で間に合う予定となっております。 今後、予測不能な事態が発生し、登録日までに間に合わない場合は、損害金額等の発生なく、契約期間の変更を協議頂けますでしょうか。完成後の登録となり、その間は代車の提供も出来ません。	仕様書通りの納期にご尽力ください。 ただし、市場の状況により仕様書通りの納車が困難である場合については、協議に応じます。 なお、この協議において、不利益を被らせることはございません。